

せまい道路をみんなで広げて 安全・安心なまちづくり ～細街路拡幅整備事業～



細街路拡幅整備事業のお問い合わせ

港区 街づくり支援部 開発指導課 開発指導係

TEL 03-3578-2226・2228

ホームページ 環境・まちづくり>建築・開発>細街路拡幅整備事業

はじめに

区内には幅員が4mに満たない狭い道路が数多くあります。

このような道路は「細街路」と呼ばれ、日常生活では、日照の確保や通風等の妨げになるほか、災害時などは救急車や消防車といった緊急車両の通行も困難なことから、区民の生活環境に大きな影響を及ぼすこととなるため、その解消が区の課題となっています。

そこで港区では、安全で快適なまちづくりをめざし、その課題解消のため平成25年4月から「港区細街路拡幅整備要綱」を定め、細街路の拡幅整備を推進しています。

より快適な住環境の向上のため、また、安全・安心な道路空間確保のため、みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

事業の目的及び特色

細街路に接する敷地で建築を行う際には、建築確認申請前に細街路の中心線の協議を行い、敷地の後退線（道路中心線から2m後退した位置）を決定し、建築物の完成までには道路状に整備する必要があります。

本事業では、細街路の拡幅として後退する道路状の部分に関して、その整備方法や、管理方法等を区と協議し、将来にわたって道路幅員を4mに確保することを目的としています。

港区では、細街路の拡幅整備のため、以下のような取り組みを行っています。

- 1. 2つの事前協議** 区民の方等が建築確認の申請をする前に、以下の細街路に関する協議をしていただきます。
 - ・道路中心線協議
細街路の中心線を協議し敷地の後退線を決定します。
 - ・細街路の拡幅整備協議
後退部分の工事費・測量費や管理方法、助成の有無等の内容を決定します。
- 2. 工事費の負担** 公共道路・私道を問わず原則区が整備を行います。
協議で申請者が整備する場合は助成制度があります。※（対象除外要件があります）
- 3. 測量費の負担** 公共道路に編入する後退部分等（後退用地）について原則区が測量を行います。
協議で申請者が整備する場合は助成制度があります。※（対象除外要件があります）
- 4. 諸経費の助成** 後退用地に係る諸費用を、別表「助成単価表」の範囲内で助成します。
※（対象除外要件があります）
- 5. 区管理** 寄付または無償使用により公共道路に編入される後退用地については、区が維持管理します。
- 6. 非課税申告代行** 公共道路に編入される後退用地の非課税申告は区が代行します。
（私道についてもお問い合わせください）

工事施工と助成制度

区が行う整備工事及び助成については、工事及び測量を始める前に申請等の手続きが必要となります。なお、測量費用の助成は、公共道路になる場合に限りです。

① 区が行う整備工事の対象項目

【雨水排水施設】

L形側溝・雨水ます等

【舗装】

アスファルト・コンクリート舗装等

【道路付属物】

街路灯・道路反射鏡等

② 助成対象のおもな項目

【道路整備用】

側溝・標識・街路灯を後退位置まで移設する費用、後退用地を舗装する費用

※ 拡幅する道路の構造は、区の基準に準拠してください。

【測量用】

後退用地の測量に要する費用

※ 公共道路に面した後退用地を、区に寄付・無償使用承諾する場合に助成します。

【既存構造物等撤去用】

後退用地内にある柵・塀などを撤去する費用

③ 区が行う整備工事及び助成金の交付対象除外要件

細街路協議に基づく拡幅整備工事の中で、下記のいずれかに該当する者が行う事業は区が行う整備工事及び助成金の交付対象除外となります。
(不明な点があれば、ご相談ください。)

1. 建築敷地面積 500 平方メートル以上の土地で建築を行う者
2. 国、地方公共団体、学校法人、公益法人等の団体
3. 大企業
(中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の事業を営む者)
4. 販売又は賃貸のための建築を行う宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者

助成金の内容について

項目		形状・寸法
測量等費用	測量等※1	後退用地の寄付に必要な範囲に限る
		後退用地の無償使用に必要な範囲に限る
道路整備費用	L形側溝	撤去新設 一般部
		撤去新設 切下部
	雨水ます	新設撤去 L形用
		新設 L形用
	ます	上部改修
	雨水取付管	新設 φ150
		新設 φ200
	舗装	アスファルト舗装 (20型)
		アスファルト舗装 (25型)
		アスファルト舗装 (40型)
コンクリート舗装 (20型)		
既存構造物等撤去費用	柵	撤去
	塀	撤去
	擁壁※2	高低差が1.0mを超え2.0m以下
		高低差が2.0mを超え3.0m以下
		高低差が3.0mを超えるもの
その他		区長が必要と認めたもの

※1 公共道路の細街路整備の場合のみ。

※2 現況道路と後退用地との間に高低差がある場合に行う撤去に限ります。

助成額については、ホームページをご確認ください

対象となる道路

- 区内の公共道路・私道で、幅員が4m未満の細街路
(建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路<2項道路>)
- 上記細街路に接し幅員がそれぞれ6m未満の道路が120度未満の角度で交わる角敷地
(東京都建築安全条例第2条の規定<すみ切り>)

拡幅整備イメージ

拡幅整備前

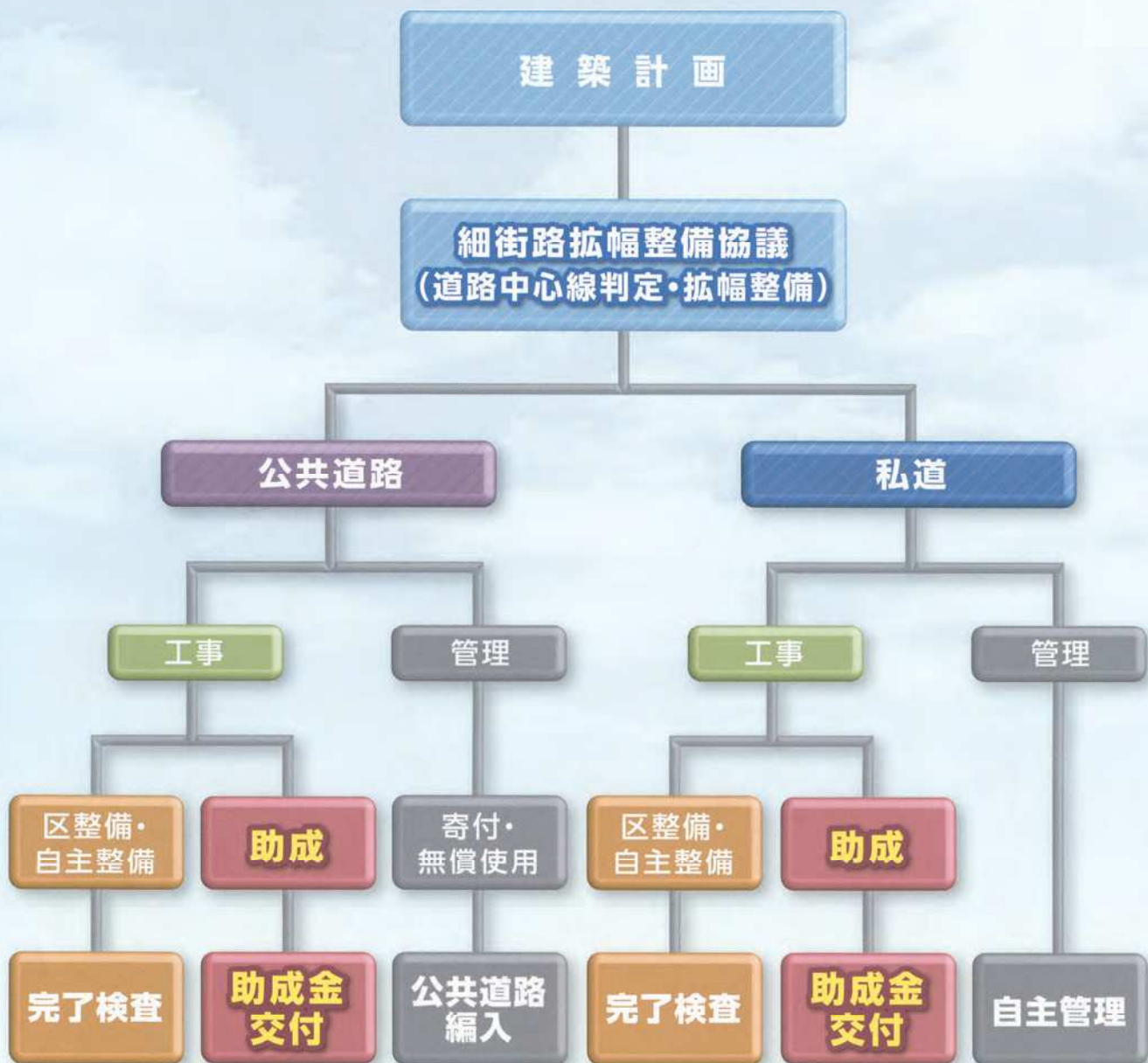


細街路に接した敷地で建築工事を行う場合、敷地に接した道路の中心から2m後退した位置と現況道路との間に存在する後退用地について、下記のように、順次拡幅していきます。

拡幅整備後



細街路拡幅整備事業の流れ



- ※ 1 公共道路 細街路のうち区が管理する区道・区有通路等をいいます。
- 2 寄 付 細街路の後退用地を公共道路の一部とするため、区に寄付していただくことをいいます。
- 3 無償使用 細街路の後退用地を公共道路の一部とするため、区がその土地を無償で利用できることをいいます。
- 4 自主管理 細街路を土地所有者が自ら維持管理することをいいます。
- 5 自主整備 申請者が自らの費用で細街路の整備を行うことをいいます。

＜各種申請書様式はホームページをご覧ください。＞

ホームページ 環境・まちづくり＞建築・開発＞細街路拡幅整備事業